

平成20年度資金管理業務に関する事業計画書(案)  
(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

本財団は、平成15年6月24日に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)」第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成20年度の資金管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

平成17年1月1日の本格施行後販売される自動車については新車登録・検査時まで、制度本格施行時の既販車のうち、平成20年1月31日までに継続検査、中古新規登録・検査又は構造検査等変更検査を受けることなく使用済自動車となるものについては引取時に、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行う。

平成20年度は、新車登録・検査時預託530万台分(597億円)、引取時預託33万台分(17億円)のリサイクル料金の收受が見込まれる。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を安全かつ確実な方法により管理し、運用の基本方針、運用計画に基づいて管理・運用する。

平成20年度末における保有債券残高は7,841億円が見込まれる。このうち、平成20年度の新規運用額(債券の償還金・利息の再投資金を含む)は935億円を見込む。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)、及び情報管理センター(本財団情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行う。

平成20年度は、シュレッダーダスト370万台分(225億円)、エアバッグ類128万台分(25億円)、フロン類284万台分(59億円)、情報管理料金370万台分(6億円)が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当

該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還する。

平成20年度は、139万台分(158億円)が見込まれる。

#### 5. 特定再資源化預託金等の出えん

経済産業・環境大臣の承認を受けて、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)による離島対策等支援事業及び情報管理センター(本財団情報管理部)による情報管理業務に活用すべくそれぞれ0.7億円、2.4億円の出えんを行う。

#### 6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼動のための万全な運営・管理を行う。

#### 7. 運輸支局等による検査・登録前の預託確認制度の終了への対応

運輸支局等による検査・登録前の預託確認制度が平成20年1月31日に終了したので、整備事業者や自動車所有者が預託申請業務を行うために運輸支局等内または近傍の団体に設置した専用端末の撤去を5月末までに完了する。

#### 8. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況、リサイクル料金の使われ方等を十分に理解していただくとともに、新たに提供する車両状況照会機能を周知徹底するため、行政機関や各種団体と連携をとりつつ、平成20年度も引き続き広報活動等を実施する。

以上